

## 居宅訪問型保育事業の準備状況について

子ども・子育て支援新制度における地域型保育事業の一類型として規定された居宅訪問型保育事業（以下、「本事業」という。）の実施に向けた準備状況について、以下のとおり報告する。

## 1 事業内容等

## (1) 事業内容

障害、疾病により集団保育が著しく困難である等の理由により、認可保育所等での保育を受けることのできない乳幼児について、乳幼児の居宅に医療的ケアを行える保育者を派遣し、1対1の保育を行う。

## (2) 主な対象者（以下の要件を全て満たす者）

①保育の必要性があり、医療的ケアが必要で障害、疾病等の程度（概ね身体障害者手帳1級又は2級相当）を勘案し、集団保育が著しく困難である乳幼児

②地域型保育事業の対象である0歳児から2歳児までの乳幼児

※3歳以降児でも他に保育を受けられる施設がない等のやむを得ない理由がある場合は、本事業の対象とすることができる。

## (3) 保育の提供時間

区による保育の必要性認定において認定された保育時間の範囲内で保護者の就労状況等を勘案し、事業者が保護者との調整の上で別に定める。

## (4) 給食

事業者による給食の提供は行わない。（保護者が調理したものを保育者が提供する。）

## (5) 保育料等

保護者の所得に応じて区が決定する利用者負担額その他、事業者は保育者の交通実費や保育の充実のために保護者が特に希望する場合に必要な物品等の購入にかかる対価を保護者から徴収することができる。

## 2 保育実施事業者との調整

障害・疾病のある乳幼児向けの居宅訪問型保育の提供実績がある事業者と、子ども・子育て支援法に基づく特定地域型保育事業者としての確認等、保育提供に向けた調整を進めているところである。

## 3 今後の予定

平成29年 4月～ 保育提供開始